

答申第 688 号

平成 30 年 8 月 6 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 6 月 27 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 16）（諮問第 744 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

(1) 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日付け厚生労働省通知文に基づき同日から同月27日までの間に神奈川県県民局において発出された3通知文、同日付け厚生労働省通知文に基づき同月28日及び同月29日に神奈川県産業労働局において発出された2通知文、同月27日付け文部科学省依頼文に基づき神奈川県教育委員会等において発出された3通知文等、同日付け施設の安全管理に関する神奈川県保健福祉局長名義3通知文、同日付けメール、同月28日付け神奈川県保健福祉局福祉部介護サービス担当課長名義通知文、同月29日付け特定会議Aの会議資料、同年8月2日付け文部科学省依頼文に基づき神奈川県教育委員会等において発出された3通知文等、同月4日付けメール、同月8日付けメール、同日付け神奈川県議会厚生常任委員会報告資料、同日付け神奈川県議会厚生常任委員会要求資料、同月9日付けメール、同月17日付けメール、同月18日付け神奈川県議会厚生常任委員会報告資料、同日付け神奈川県議会厚生常任委員会要求資料、同年9月2日付け神奈川県議会厚生常任委員会報告資料、指定管理者との情報共有に関する通知に係る起案文書、同年6月2日付け、同年9月12日付け及び同月13日付け答弁要旨記録、同月14日付け起案文書、同月20日付け起案文書、同月15日付け厚生労働省通知文に基づき同日から同月27日までの間に神奈川県県民局等において発出された9通知文等、同月20日付けメール、同年7月29日から同年9月23日までの記者発表資料等、同年7月26日から同年9月23日までの会見概要、同年8月4日付け特定会議Bの会議資料、同月9日付け特定会議Cの会議資料、同月10日付けメール、同月15日付け特定会議Dの会議資料、同月17日付け特定会議Eの会議資料、同年9月7日付けメール（照会文）及び回答、同月15日14時45分から開催された特定会議Fの会議資料、同月23日付け特定会議Gの会議資料並びに同年7月26日から同年9月21日までの間に提出された特定提案文書を特定したことは妥当であるが、同月15日13時30分から開催された特定会議Hの会議資料については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

(2) 実施機関が、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、

別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月7日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月26日付け厚生労働省通知文に基づき同日から同月27日までの間に神奈川県県民局において発出された3通知文（以下「甲子文書」と総称する。）、同日付け厚生労働省通知文に基づき同月28日及び同月29日に神奈川県産業労働局において発出された2通知文（以下「乙丑文書」と総称する。）、同月27日付け文部科学省依頼文に基づき神奈川県教育委員会等において発出された3通知文等（以下「丙寅文書」と総称する。）、同日付け施設の安全管理に関する神奈川県保健福祉局長名義3通知文（以下「丁卯文書」と総称する。）、同日付けメール（以下「戊辰文書」という。）、同月28日付け神奈川県保健福祉局福祉部介護サービス担当課長名義通知文（以下「己巳文書」という。）、同月29日付け特定会議Aの会議資料（以下「庚午文書」という。）、同年8月2日付け文部科学省依頼文に基づき神奈川県教育委員会等において発出された3通知文等（以下「辛未文書」と総称する。）、同月4日付けメール（以下「壬申文書」という。）、同月8日付けメール（以下「癸酉文書」という。）、同日付け神奈川県議会厚生常任委員会報告資料（以下「甲戌文書」という。）、同日付け神奈川県議会厚生常任委員会要求資料（以下「乙亥文書」という。）、同月9日付けメール（以下「丙子文書」という。）、同月17日付けメール（以下「丁丑文書」という。）、同月18日付け神奈川県議会厚生常任委員会報告資料（以下「戊寅文書」という。）、同日付け神奈川県議会厚生常任委員会要求資料（以下「己卯文書」という。）、同年9月2日付け神奈川県議会厚生常任委員会報告資料（以下「庚辰文書」という。）、指定管理者との情報共有に関する

る通知に係る起案文書（以下「辛巳文書」という。）、同年6月2日付け、同年9月12日付け及び同月13日付け答弁要旨記録（以下「壬午文書」と総称する。）、同月14日付け起案文書（以下「癸未文書」という。）、同月20日付け起案文書（以下「甲申文書」という。）、同月15日付け厚生労働省通知文に基づき同日から同月27日までの間に神奈川県県民局等において発出された9通知文等（以下「乙酉文書」と総称する。）、同月20日付けメール（以下「丙戌文書」という。）、同年7月29日から同年9月23日までの記者発表資料等（以下「丁亥文書」と総称する。）、同年7月26日から同年9月23日までの会見概要（以下「戊子文書」と総称する。）、同年8月4日付け特定会議Bの会議資料（以下「己丑文書」という。）、同月9日付け特定会議Cの会議資料（以下「庚寅文書」という。）、同月10日付けメール（以下「辛卯文書」という。）、同月15日付け特定会議Dの会議資料（以下「壬辰文書」という。）、同月17日付け特定会議Eの会議資料（以下「癸巳文書」という。）、同年9月7日付けメール（照会文）及び回答（以下「甲午文書」と総称する。）、同月15日14時45分から開催された特定会議Fの会議資料（以下「乙未文書」という。）、同月23日付け特定会議Gの会議資料（以下「丁酉文書」という。）並びに同年7月26日から同年9月21日までの間に提出された特定提案文書（以下「戊戌文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表1の η 欄に掲げる情報については、個人に関する情報であって特定の個人が識別できる情報であるとして条例第5条第1号を理由に、別表1の α 欄及び ε 欄に掲げる情報については個人に関する情報であって特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして同号を理由に、別表1に掲げる全情報については公開することにより県の事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の α 欄に掲げる情報

特定事件に関連する特定施設Xの利用者の特定事項に関する情報（以下「特定利用者情報」という。）については、利用者の氏名や住所を非公開とすれば、当該利用者の権利利益は侵害されないため、条例第5条第1号に該当しない。

たとえ同号に該当するとしても、同号ただし書のすべてに該当する。

イ 別表1の ε 欄に掲げる情報

かかる情報を公開したとしても、個人の心的状況が明らかとなるわけではなく、一般的・抽象的・総合的な特定の立場に置かれた人の性質が公開されるだけであって、個人の人格に密接に関連する情報とまでは言えない。かかる情報は、あくまで、特定施設Xの建替事業と関連を有する限度で記載されているに過ぎず、個人情報として非公開とするのは、実施機関の情報隠蔽体質の現れである。

ウ 別表1の η 欄に掲げる情報

かかる情報は、他自治体では公開されている例があり、実施機関が説明するようなおそれは現実のものとなっていない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表1の α 欄に掲げる情報

(ア) 主権者として、主権者の目で適切な対応がなされたのかを確認して、神奈川県や国際連合障害者権利委員会等に意見を提出する必要性がある。そのため、かかる情報を公開することが条例第1条に適合する。

(イ) 特定事件に関する報道が過熱していたという事情等をもって、条例第5条第4号柱書に該当するとは言えない。

(ウ) 特定利用者情報を公開することにより県の事務事業に支障が生じたとしても、それは特定事件の重大性にかんがみれば当然のことであって、条例第5条第4号柱書に規定される支障にはあたらない。また、特定事件の社会的意義は大きいことから、公開すべきである。

(エ) 実施機関は、主権者からの問合せを支障とみなしているが、かかる主張は国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法の下では認められない。

イ 別表1のβ欄に掲げる情報

(ア) 特定施設Xの利用者やその関係者、議会等にも公開していない情報であれば、なおのこと公開すべきである。公開することにより、特定施設Xの利用者やその関係者との特定事件の事後対応に係る交渉について疑念を抱かれることなどなく、相互の信頼関係が損なわれることはない。

(イ) 公開することにより、特定事件の事後対応に支障が生ずるようなことが記載されているのであれば、むしろ、そのような行政にとって不都合な情報を公開することが情報公開の本分である。

(ウ) 別表1のβ欄に掲げる情報は、住民監査請求及び住民訴訟において重要な証拠となる建築計画に関する情報であって、かかる情報を非公開とすることは情報公開の目的を失することとなる。

ウ 別表1のγ欄に掲げる情報

(ア) かかる情報が記載された文書は「全体スケジュール」と題されたものであり、あくまで予定であって変更があり得るという趣旨が示されており、かかる情報が確定情報であるとは読み取れない。

(イ) 仮に確定情報と読み取られるとしても、当該スケジュールは特定事件の関係者と調整済みと推測される。

(ウ) 他のスケジュールについては公開されており、実施機関が説明する条例第5条第4号柱書にいう支障のおそれは現実のものとなっていない。にもかかわらず、特定事務の抽象的な性質も説明しないことは、整合性が破綻しており、明らかに不自然かつ不合理である。

(エ) かかる情報には、特定事件の関係者を蔑視する差別的表現が記載されているのではないかと強く懸念している。

エ 別表1のδ欄に掲げる情報

(ア) 11月補正予算要求予定項目は、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、公開情報として取り扱われ

るべきであり、公開しなければオンブズ活動に著しい支障が生じ、神奈川県が民主主義が停滞する。

- (イ) 特定委員会の検討結果を踏まえ事後対応を行うことは当然のことであり、また、特定委員会による検討前に実施機関が事後対応に関し何らかの方策を有することも当然であり、11月補正予算要求予定項目に関する情報はこれに当たる。実施機関が特定委員会による検証を踏まえる前に有している事後対応に関する方策を知った市民の見解は、実施機関がいう「誤解」には当たらない。行政の言い分を追認することを正しい理解といい、行政の言い分に反する理解を誤解というのは、明らかに国民主権、民主主義、公務員奉仕制に反する違憲の弁明である。

オ 別表1のε欄に掲げる情報

- (ア) 前記エ(ア)と同様の理由により公開すべきである。

- (イ) かかる情報が記載された文書には日付が記載されており、公開したとしても、当該日における検討段階の情報として理解されるため、特定施設Xの利用者やその関係者との特定事件の事後対応に係る交渉に支障を及ぼすおそれはない。

カ 別表1のζ欄に掲げる情報

県は献花料の額を公開しており、実施機関が説明するおそれは現実のものとはなっていないにもかかわらず、特定費用の額のみを非公開とするのは不合理である。

行政の落ち度で惹起された特定事件について、前記支出を行うことは当然の責務であり慣習である。

キ 別表1のη欄に掲げる情報

- (ア) 他の自治体では公開されている例があるが、当該自治体における提案制度に支障は生じていない。

- (イ) 提案に対する回答文については、回答の使い回しを行っている例が多くみられ、それを理由に非公開とされたおそれがある。

- (ウ) 県業務用電子メールアドレスについて、迷惑メールは、迷惑メールフォルダやウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により

十分な対策が講じられているところであり、実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。

(3) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、別表1に掲げる情報は公開されるべきである。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(5) 理由付記の不備について

本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。

(6) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。また、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（保健福祉局総務室（平成30年4月1日から健康医療局総務室））
の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の α 欄に掲げる情報

特定利用者情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たるため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ 別表1の ε 欄に掲げる情報

別表1の ε 欄に掲げる情報は、特定施設Xの建替えと「こころのケア」に関し、県精神保健福祉センター所長が特定会議Iにおいて発言した内容であるところ、かかる情報は、同行った特定施設Xの職員との面談結果を踏まえたものである。

かかる情報には氏名が含まれていないため、特定の個人を識別することはできないものの、その内容は、特定施設Xの職員との面談により得られた同人らの心的状況に関するものであって、その人格と密接に関連するものであることから、かかる情報を公開した場合、個人の権利利益を害するおそれがある。

よって、かかる情報は条例第5条第1号本文に該当する。

また、その内容にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 別表1の η 欄に掲げる情報

別表1の η 欄に掲げる情報は、県への提案制度の一環として送付された信書等の記載内容であって、特定の個人が識別される情報が記載されていることから、条例第5条第1号本文に該当する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表1の α 欄に掲げる情報

(ア) 全般

特定利用者情報については、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていなかったものであるが、特定事件の内容やその周

辺情報に照らすと、一定程度の推測が可能な状況にあった。

他方、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱していたことは公知の事実である。

このような状況を前提とすると、かかる情報が明らかとなった場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるであろうことは容易に想定されるものである。

よって、特定利用者情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 己丑文書及び庚寅文書

別表1の α 欄に掲げる情報のうち、己丑文書及び庚寅文書を構成する「特定施設Xの機能回復に向けた施設面での検討」に記載された特定利用者情報は、特定施設Xの再生に向けた大きな方向性を検討する過程において、特定施設Xの運営者（以下「施設運営者」という。）や特定施設Xの利用者とその関係者、議会等にも明らかにしていなかった情報である。

したがって、かかる情報を公開した場合、施設運営者、特定施設Xの利用者等と行ってきた特定施設Xの再生に向けたこれまでの調整について疑念を抱かれ、相互の信頼関係の下で行われる以後の調整に支障が生じるおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 別表1の β 欄に掲げる情報

別表1の β 欄に掲げる情報は、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表1の γ 欄に掲げる情報

別表1の γ 欄に掲げる情報は、特定事件に関係する県の特定事務に関するスケジュールであるところ、当該特定事務は、特定事件の関係者との調整なくしてなし得ないものであるが、かかる調整を行う前段階の全くの未確定情報として記載されているにもかかわらず、その記載態様から、あたかも確定情報であるかのように読み取れるものである。そのため、かかる情報を公開した場合、特定事件の関係者に対し、県が当該特

定事務の実施を独断で決定しているような誤解を与え、特定事件の関係者との信頼関係を失うおそれがあり、当該特定事務の遂行に支障を生じるおそれがあるのみならず、特定事件に関する事後対応全般にわたり、支障を生ぜしめるおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 別表1のδ欄に掲げる情報

(ア) 甲午文書のうち、「平成28年度11月補正予算要求予定項目一覧（保健福祉局）」の1頁目表中、第2欄第2項から第6欄第2項まで

甲午文書のうち、「平成28年度11月補正予算要求予定項目一覧（保健福祉局）」の1頁目表中、第2欄第2項から第6欄第2項まで（以下「補正予算情報A」という。）は、11月補正予算要求予定項目として記載された未確定の情報であり、公開することにより、当該予算に係る事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 甲午文書のうち、「平成28年度11月補正予算要求予定項目一覧（保健福祉局）」の1頁目表中、第2欄第3項から第6欄第4項まで並びに2頁目表中、第2欄第1項から第6欄第1項まで及び第2欄第4項から第6欄第4項まで

甲午文書のうち、「平成28年度11月補正予算要求予定項目一覧（保健福祉局）」の1頁目表中、第2欄第3項から第6欄第4項まで並びに2頁目表中、第2欄第1項から第6欄第1項まで及び第2欄第4項から第6欄第4項まで（以下「補正予算情報B」という。）は、保健福祉局の11月補正予算に係る要求予定項目として、特定事件の事後対応に係る新規事業の名称、事業内容等が記載されたものである。

そして、本件請求時点にあつては、県が設置した第三者委員から構成される特定委員会において、特定事件の事実確認や事後対応の検討を行っている段階にあり、特定事件の事後対応については、特定委員会の検討結果を踏まえて判断していくものであるため、これらの情報を公開した場合、特定委員会での検討段階であるにもかかわらず、特定委員会との調整なく実施機関の独断により特定の事後対応を講じて

いるように誤解され、特定委員会との信頼関係を損ない、特定事件の事後対応事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 甲午文書のうち、「平成28年度11月補正予算要求予定項目一覧（保健福祉局）」の2頁目表中、第2欄第2項から第6欄第2項まで

甲午文書のうち、「平成28年度11月補正予算要求予定項目一覧（保健福祉局）」の2頁目表中、第2欄第2項から第6欄第2項まで（以下「補正予算情報C」という。）は、特定施設Xの建替え等にかかわる予算であり、特定施設Xの再生に向けた方向性に密接に関係するものであることから、前記ア(イ)と同様の理由により条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 別表1のε欄に掲げる情報

別表1のε欄に掲げる情報は、施設運営者や特定施設Xの利用者とその関係者、議会等にも明らかにしていなかった情報であり、特定事件に由来する特定施設Xの職員の心理現象と特定施設Xの建替え等の関係に関するものである。かかる情報は、公開することにより、その内容が県の考え方と捉えられかねず、施設運営者や特定施設Xの利用者とその関係者の心情を害し、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生ぜしめるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

カ 別表1のζ欄に掲げる情報

別表1のζ欄に掲げる情報は、特定事件後にその関係者に対して支出された特定費用の額であるところ、かかる情報を公開すると、当該関係者の心情を害する等のおそれがあり、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生ぜしめるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

キ 別表1のη欄に掲げる情報

(ア) 提案内容及び回答内容

別表1のη欄に掲げる情報は、県への提案制度の一環として提出された書面等に記載された情報であるところ、自らの提案内容そのものが公開されることは、提案者の予想するところではない。

したがって、提案内容そのものが公開されることとなると、情報の秘匿性を前提とした同制度に対する県民の信頼を失い、同制度の利用を躊躇させる結果を招くことは明らかである。このことは、提案者に対する回答内容にあっても、これを公開することにより提案内容が明らかとなるため、同様の支障が生じるおそれがあるといえる。

よって、同制度に基づき提出された提案内容及びそれに対する回答内容については、公開することにより、同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 県業務用電子メールアドレス

県への提案制度を利用した提案に当たっては、フォームメールにより行うことも可能であるところ、かかるフォームメール上に記載された県業務用電子メールアドレスは、一般に公開されておらず、これらを公開すると、当該提案制度とは無関係の問合せ等により、同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、県業務用電子メールアドレスは、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第7条該当性について

別表1に掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、別表1に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」と総称する。）を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

ア 文書の検索について

実施機関は、所掌事務として、保健福祉局の所管行政の企画及び調整、同局所属職員の人事等の総括、同局の所管行政に係る重要事業の進行管

理、事務能率の増進並びに情報公開、情報提供、個人情報保護及び広聴の総括、同局の予算の経理（他課の主管に属するものを除く。）、並びに衛生研究所及び保健福祉事務所に関することを所管している。実施機関が本件行政文書を管理していたのは、同局の所管行政の企画及び調整の一環として特定事件への対応を検討する特定の会議体の庶務を行う事務局となっていたため、また、特定事件の再発防止等の観点から各種会議に参加したためである。加えて、予算の局内調整業務や同局における広聴総括事務の一環として県への提案制度に係る事務を所管していたため、さらに、県議会厚生常任委員会関係資料のとりまとめや同局における指定管理者制度の運用のとりまとめに関する事務を所管していたためである。

実施機関は、これらの事務を除き、特定事件に係る業務を所管しているものではない。

よって、実施機関は、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

イ 特定会議Hの会議資料及び出席者が作成したメモの行政文書該当性について

平成28年9月15日13時30分から開催された特定会議Hの会議資料及び出席者が作成したメモは、本件請求日において、議事録が確定しておらず出席者が保管している状態であったため、組織共用性を欠き、本件請求時点における条例第3条第1項にいう行政文書には該当しないものである。

(5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が

左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきこと、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、これらの点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲子文書、乙丑文書、丙寅文書、丁卯文書、己巳文書、辛未文書、壬申文書、丙子文書、乙酉文書及び丙戌文書は施設の安全管理に関する通知にかかわる文書であって保健福祉局の所管行政の調整事務の一環として、丁亥文書及び戊子文書は特定事件の記者発表に関係する文書であって同事務の一環として、戊辰文書及び癸酉文書は同局が所管する各施設宛に特定事項が依頼されたため、実施機関が取得等したものであると認められる。また、庚午文書、丁丑文書、癸未文書、甲申文書、己丑文書、庚寅文書、辛卯文書、壬辰文書、癸巳文書、乙未文書及び丁酉文書は、実施機関が特定事件への事後対応を検討する各種会議の事務局として庶務を担うなどしていたため取得等したものであり、甲午文書は予算の局内調整業務の一環として取得等したものであり、戊戌文書は同局における広聴総括事務の一環として取得したものであると認められる。さらに、甲戌文書、乙亥文書、戊寅文書、己卯文書、庚辰文書及び壬午文書は県議会厚生常任委員会関係資料のとりまとめ事務の一環として、辛巳文書は同局における指定管理者制度の運用のとりまとめに関する事務の一環として実施機関が取得等したものであると認められる。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表1の α 欄、 β 欄、 γ 欄、 δ 欄、 ζ 欄及び η 欄に掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

ア 別表1の α 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の α 欄に掲げる特定利用者情報は、実施機関が説明するとおり、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっており、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度、その内容の推測が可能な状況にあったものの、その具体的内容は明らかになっていなかったと認められる。

また、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、全国的な報道が行われ、特定事情によりその報道が過熱していたことも認められる。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報を公開した場合、報道機関からの取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるおそれがあったと認められる。

よって、特定利用者情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(2)ア(ウ)のとおり、特定事件の重大性にかんがみれば、特定利用者情報を公開することにより、県の事務事業に支障が生じたとしても、同号に規定される支障には当た

らない旨等を主張するが、これは、同号にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」性に関する主張であるとも考えられるため、以下、念のために検討する。

同号にいう「適正」性とは、非公開情報を公開することによる支障のみならず、公開することにより得られる利益をも考慮すべきとする趣旨と解されるが、当審査会が確認したところ、特定利用者情報を公開したとしても、これにより得られる情報の内容にかんがみれば、これにより得られる利益を想定することは困難であり、仮に得られる利益があったとしてもそれは軽微なものであって、これを公開することによる支障を上回るものであると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができず、その余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

イ 別表1のβ欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のβ欄に掲げる情報は、特定事件の事後対応の一環として行われる特定施設Xの改修又は建替えに関する具体的検討案であると認められる。

そして、かかる情報は、特定施設Xのその後の在り方に大きく影響する情報であり、その在り方について大きな議論となったことは公知の事実であることに照らすと、当時、かかる情報が何らの事前説明を伴うことなく公開された場合には、特定施設Xのその後の在り方を含めた特定事件全般の事後対応にわたる、施設運営者、特定施設Xの利用者等との調整事務に支障を及ぼすことは容易に想定されるものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

ウ 別表1のγ欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のγ欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、特定事件の関係者との調整なくしてなし得ない特定事務のスケジュールに関する情報であって、その記載態様にかんがみると、当該スケジュール作成時にあって、既に当該特定事務の実施が確定したものであるかのように読み取れるものであると認められる。

したがって、かかる情報を公開した場合、特定事件の関係者の意向とは関係なく、県が独断で特定事務の実施を決定したとの誤解を特定事件の関係者に与え、特定事件の関係者との信頼関係を失うおそれがあると認められる。かかる場合、当該特定事務の遂行に支障が生じるおそれがあるのみならず、特定事件の関係者との調整なくしてなし得ない特定事件に関する事後対応全般にわたり、支障を生ぜしめるおそれがあると認められることから、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(2)ウ(ウ)のとおり、他のスケジュールは公開されているにもかかわらず、特定事務に関するスケジュールのみ非公開とされ、かつ、特定事務の抽象的な性質の説明がないことは明らかに不自然かつ不合理である旨等主張するが、当審査会が確認したところ、特定事務は、他に公開されている事務とはその性質を大きく異にするものであり、特定事務の内容に照らせば、その内容を抽象的にでも説明すると、他の情報と照合することにより、その内容が明らかとなると認められることから、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、その余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

エ 別表1のδ欄に掲げる情報

(ア) 補正予算情報A

補正予算情報Aは、特定事件とは関係のない事業に係るものであるものの、予算要求の最初期の段階にあるものであることにかんがみれば、当該予算要求予定項目に係る利害関係者から実施機関に対し圧力等がかかり、適正な予算編成事務に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、補正予算情報Aは、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) 補正予算情報B

補正予算情報Bは、県有施設及び民間施設を対象とした特定事件の事後対応の一環として予算要求予定項目として上げられたものである

ところ、当時、特定委員会においては、特定事件の事後対応について検討が行われ、その後、採るべき具体的な事後対応について、特定委員会から県に対し報告が行われていることが認められるが、本件請求時にあっては、未だこれら事後対応にかかる検討が行われている最中であったことが認められる。

したがって、かかる状況にあって、補正予算情報Bを公開すると、前記(ア)と同様の支障が生ずるおそれがあるほか、特定委員会の検討を経ることなく県の独断により特定事件に係る事後対応を行っているように捉えられ、特定委員会の存在意義が問われる事態となり、特定委員会において以後行われる検討に支障を生じ、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生じるおそれがあると認められる。

よって、補正予算情報Bは、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ウ) 補正予算情報C

補正予算情報Cは、特定施設Xの建替え等に係る予算として特定施設Xのその後の在り方に大きく影響する情報であり、別表1のβ欄に掲げる情報と同質のものであると評価できることから、公開することにより、前記イ及び(イ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(エ) その余の情報

当審査会が確認したところ、別表1のδ欄に掲げる情報のうち、補正予算情報A、B及びC以外の情報（甲午文書のうち、「平成28年度11月補正予算要求予定項目一覧（保健福祉局）」の2頁目表中、第2欄第3項から第6欄第3項まで）については、予算に関する情報が記載されておらず、公開したとしても、何ら支障が生ずるおそれがないと認められることから、条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

(オ) 審査請求人の主張

なお、別表1のδ欄に掲げる情報について、審査請求人は前記3(2)エのとおり種々主張するが、いずれについても、当審査会の前記

(ア)から(ウ)までの判断を覆すに足りるものはない。

オ 別表1の㉔欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の㉔欄に掲げる情報は、特定事件後にその関係者に対して支出された特定費用の額であって、かかる情報は公開しないことが社会的慣行として認められる。また、実施機関が説明するとおり、かかる情報を公開すると、当該関係者の心情を害する等、県と当該関係者との円滑な協力関係に支障を及ぼし、もって、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生ぜしめるおそれがあると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記3(2)カのとおり種々主張するが、いずれについても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

カ 別表1の㉕欄に掲げる情報

(ア) 専用様式、フォームメール及び自由書式による各提案文書に記載された情報

a 専用様式、フォームメール又は自由書式による各提案文書に記載された提案内容そのものに係る情報

当審査会が確認したところ、別表1の㉕欄に掲げる情報のうち、専用様式、フォームメール及び自由書式による各提案文書に記載された情報は、県への提案制度に則って提出されたものと認められるところ、同制度にあつては、提案内容及び回答の要旨を個人が特定されないように編集した上でホームページ等において公表することがある旨を定めていることが認められる。かかる点を踏まえると、実施機関が説明するとおり、提案者にとって、その提案内容そのものが公開されることは想定するところではなく、これを公開することは同制度の運用の前提を実施機関自らが覆すことになり、県民に同制度の利用をためらわせる結果を招来するおそれがあると認められる。

よって、専用様式、フォームメール又は自由書式による各提案文書に記載された提案内容そのものに係る情報は、これを公開するこ

とにより、同制度の運用に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

他方、これらの文書のうち、別表3のη欄に掲げる情報については、専用様式やフォームメールの仕様上、共通的に記載されたものに過ぎず、これを公開したとしても、同制度の運用に支障を及ぼすおそれがあると認めることは困難であるため、同号柱書に該当しないと判断する。

b フォームメールによる提案文書に記載された県業務用電子メールアドレス

当審査会が確認したところ、フォームメールによる提案文書に記載された県業務用電子メールアドレスは、フォームメールを受信又は転送するために利用されている一般に公にされていない電子メールアドレスであると認められるところ、これを公開すると、提案制度とは無関係の問合せや営利目的のダイレクトメール等が送付され、同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、迷惑メールはウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられており、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では、実施機関の説明は認められない旨等主張するが、ウィルス対策ソフトやセキュリティソフトによっても迷惑メールの送信自体を止めることはできないことから、業務に支障を生じるおそれを取り除くことはできないため、かかる主張は採用することができない。

(イ) 処理票における件名及び要旨の内容

前記(ア)aのとおり、県への提案制度にあつては、提案内容及び回答の要旨を個人が特定されないように編集した上で公表することがあることを定めているところ、処理票における具体の件名及び要旨の内容は、提案内容から個人が特定され得る情報を除外し、その内容を簡潔にまとめたものであつて、同制度において公表を予定している程度の情報に過ぎないと認められる。したがって、これを公開したとしても、

県民に同制度の利用をためらわせる結果を招来するおそれがあると認めることは困難である。

よって、処理票における件名及び要旨の内容は、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(ウ) 回答文に記載された情報

別表1のη欄に掲げる情報のうち、回答文に記載された情報について、実施機関は、これを公開すると提案内容が明らかとなり、県民に提案制度の利用をためらわせる結果を招来するおそれがある旨説明するが、当審査会が確認したところ、回答文において提案内容に言及している部分は、いずれも、前記(イ)において条例第5条第4号柱書に該当せず公開すべきと判断した処理票における要旨に相当する内容にとどまっているものと認められ、その余の部分についても、後記(3)イ(イ)のとおり、同条第1号に該当することが明らかな提案者の氏名を除けば、これを公開することにより、同制度の利用をためらわせる結果を招来するような情報はないと認められる。

よって、回答文に記載された提案者の氏名以外の情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

(エ) 類似事務処理カードにおける件名の内容部分及び類似事務処理受付カードに記載された情報

当審査会が確認したところ、類似事務処理カード及び類似事務処理受付カードは、前記(ア)から(ウ)までにおける文書が運用されている県への提案制度とは別の類似事務の一環として作成された文書であることが認められる。そして、当該類似事務にあっては、県への提案のみならず、県の業務に関する照会、苦情、問合せ等に対応し、県政への県民参加を積極的に推進することを目的としていると認められるが、県への提案制度と異なり、その提案内容や照会内容、苦情内容、問合せ内容等を公表することは予定されていないものと認められる。したがって、かかる点を考慮すると、類似事務処理カードにおける件名の内容部分及び類似事務処理受付カードに記載された情報のうち、類似事務処理受付カードにおける所在地、氏名、性別及び要旨の内容部分

を公開すると、県民による県への照会、提案、苦情、問合せ等をためらわせ、県政への県民参加の積極的推進を図ることを目的とする同事務の遂行に支障を及ぼすものと認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断するが、その余の部分については、かかる支障を及ぼすおそれがあると認めることは困難であるため、同号柱書に該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第1号該当性について

ア 判断対象

実施機関は、別表1の α 欄、 ε 欄及び η 欄に掲げる情報について、条例第5条第1号に該当する旨説明するが、前記(2)のとおり、これらの情報のうち、別表1の α 欄に掲げる情報及び η 欄に掲げる情報中、回答文に記載された提案者の氏名以外の情報は、同条第4号柱書に該当すると認められるため、同条第1号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

したがって、以下においては、別表1の ε 欄に掲げる情報及び η 欄に掲げる情報のうち回答文に記載された提案者の氏名の同号該当性について判断する。

イ 条例第5条第1号該当性

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もっとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号た

だし書エ) に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、この点について、以下、検討する。

(ア) 別表 1 の ε 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表 1 の ε 欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、特定施設 X の建替えと「こころのケア」に関し、県精神保健福祉センター所長が特定会議 I において発言した内容であり、審査請求人が主張するように、一見すると個人の心的状況が明らかとなる情報ではなく、特定施設 X の建替えに関する一般論が述べられているに過ぎないようにも思えるものの、その発言内容全体に徴すれば、その内容は、事件の被害にあった特定施設 X の職員との面接結果を踏まえたものであって、特定の個人を識別することはできないものの、その心的状況に言及しているものであって、個人の人格と密接に関連するものであると認められる。

よって、かかる情報を公開した場合、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められることから、かかる情報は、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報が、特定の個人を識別することはできないものの、その心的状況に関して言及されたものであることにかんがみれば、同号ただし書のアからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(イ) 別表 1 の η 欄に掲げる情報のうち回答文に記載された提案者の氏名

別表 1 の η 欄に掲げる情報のうち回答文に記載された提案者の氏名は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

また、前記(2)カ(ア)aのとおり、県への提案制度にあっても、提案者の氏名の公表は何ら予定されていないことから、かかる情報が同条ただし書イに該当することはなく、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(4) まとめ

以上をまとめると、別表1に掲げる情報のうち、別表2に掲げるものを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものは公開すべきである。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 特定会議Hの会議資料及び出席者が作成したメモの存否について

実施機関は、特定会議Hの会議資料及び出席者が作成したメモについて、復命前であるため組織共用性を欠き、条例第3条第1項本文に定める「行政文書」に該当しないと説明していることから、以下、この点に

ついて検討する。

同項本文は、「この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているもの」としているところ、本件にあつては、実施機関の職員が特定会議Hに公務として参加していることが認められることから、特定会議Hの会議資料等を職務上作成又は取得したことは明らかである。

他方、「実施機関において管理されているもの」については、行政文書管理規則等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態におかれているものと解されるどころ、かかる組織共用性の判断にあつては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があつたものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要な文書として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮すべきものと解される。

これを本件について見ると、特定会議Hの会議資料は、その内容にかんがみて職員個人の便宜のための資料ではなく、会議に出席した職員が属する各所属において情報共有されることが前提となつていと認められること、また、その内容も、参加した各所属における情報共有を目的としていると認められること、さらに、実施機関は、現に会議資料を復命の過程において共有しようとしていたことが認められることから、組織共用性を欠くとまでは言えないと認められる。

他方、出席者が作成したメモは、その内容にかんがみて、担当者個人が備忘又は復命書作成を目的として作成したものであり、他の職員等との情報共有を予定しているものとは認められないことから、組織共用性を欠くと認められる。

よって、特定会議Hの会議資料については、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上取得したものであって、当該実施機関において管理されていることが認められることから、本件請求に係る諾否の決定の対象となる文書に該当するが、メモについては、これに当たらないと判断する。

イ 文書の特定について

実施機関が本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であるものの、前記アのとおり、特定会議Hの会議資料については「行政文書」に該当し、本件請求の内容に照らし、本件請求の対象文書として特定されるべきものであると認められる。

よって、特定会議Hの会議資料については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(7) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、郵送による交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」とし

ており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではなく、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由付記に努めるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α	己丑文書	特定施設 X に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 27 行目まで	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書
		特定施設 X の機能回復に向けた施設面での検討	特定利用者情報 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 8 項から第 5 欄第 8 項までを 1 つとする項目	
β		特定施設 X の改修及び建替え工事の具体的検討案 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 5 欄第 8 項まで	第 5 条第 4 号 柱書	
α	庚寅文書	特定施設 X に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 27 行目まで、37 行目から 40 行目まで	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書
		特定施設 X の機能回復に向けた施設面での検討	特定利用者情報 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 8 項から第 5 欄第 8 項までを 1 つとする項目	
β		特定施設 X の改修及び建替え工事の具体的検討案 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 5 欄第 8 項まで	第 5 条第 4 号 柱書	
α	辛卯文書	特定施設 X に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 27 行目まで、37 行目から 40 行目まで	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α	壬辰文書	特定施設 X に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 22 行目まで、32 行目から 35 行目まで	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書
γ	癸巳文書	特定事件関連全体スケジュール	特定事務に関するスケジュール ○ 左記文書表中、第 6 欄第 1 項から同欄第 6 項まで	第 5 条第 4 号 柱書
δ	甲午文書	平成 28 年度 11 月補正予算要求予定項目一覧 (保健福祉局)	11 月補正予算要求予定項目 ○ 左記文書 1 頁目表中、第 2 欄第 2 項から第 6 欄第 4 項まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 1 項から第 6 欄第 4 項まで	第 5 条第 4 号 柱書
β	乙未文書	特定施設 X の機能回復に向けた施設の改修及び建替え案について	特定施設 X の改修及び建替え工事の具体的検討案 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 3 項のうち 5 行目から 7 行目まで、第 4 欄第 3 項のうち 2 行目、第 5 欄第 3 項のうち 2 行目から 4 行目まで、第 2 欄第 4 項から第 5 欄第 22 項まで、表欄外下部の 1 行	第 5 条第 4 号 柱書
α		特定施設 X 再整備中の利用者の特定事項に関する検討	特定利用者情報 ○ 左記文書の記載内容すべて (表題部分を除く。)	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書
β		「特定施設 X 再整備中の利用者の特定事項に関する検討」に続く 2 頁	左記文書の記載内容すべて	第 5 条第 4 号 柱書

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
ε	乙未文書 < 続き >	特定会議 I における施設建替えと心のケアに関する意見（抜粋）	意見の内容 ○ 左記文書中、4 行目から 28 行目まで	第 5 条第 1 号 （個人非識別情報） 第 5 条第 4 号 柱書
		送る会等について（案）	特定費用の額 ○ 左記文書中、22 行目 21 文字目から 26 文字目、23 行目 13 文字目から 17 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
β	丁酉文書	特定施設 X の再生に向けた大きな方向性について	特定施設 X の改修及び建替え工事の具体的検討案 ○ 左記文書 1 頁目中、17 行目、25 行目から 29 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書
α			特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目中、2 行目から 22 行目まで	第 5 条第 1 号 （個人非識別情報） 第 5 条第 4 号 柱書
η	戊戌文書	専用様式による提案文書	左記文書の記載内容すべて	第 5 条第 1 号 （個人識別情報） 第 5 条第 4 号 柱書
		フォームメールによる提案文書	左記文書の記載内容すべて	
		自由書式による提案文書	左記文書の記載内容すべて	
		処理票	件名及び要旨の内容部分	
		回答文	左記文書の記載内容すべて	
		類似事務処理カード	件名の内容部分	
		類似事務受付カード	左記文書の記載内容すべて	

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α	己丑文書	特定施設 X に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 27 行目まで	
		特定施設 X の機能回復に向けた施設面での検討	特定利用者情報 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 8 項から第 5 欄第 8 項までを 1 つとする項目	
β			特定施設 X の改修及び建替え工事の具体的検討案 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 5 欄第 8 項まで	第 5 条第 4 号柱書
α	庚寅文書	特定施設 X に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 27 行目まで、37 行目から 40 行目まで	
		特定施設 X の機能回復に向けた施設面での検討	特定利用者情報 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 8 項から第 5 欄第 8 項までを 1 つとする項目	
β			特定施設 X の改修及び建替え工事の具体的検討案 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 5 欄第 8 項まで	第 5 条第 4 号柱書
α	辛卯文書	特定施設 X に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 27 行目まで、37 行目から 40 行目まで	

別表 2 < 続き >

原処妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α	壬辰文書	特定施設 X に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 22 行目まで、32 行目から 35 行目まで	第 5 条第 4 号柱書
γ	癸巳文書	特定事件関連全体スケジュール	特定事務に関するスケジュール ○ 左記文書表中、第 6 欄第 1 項から同欄第 6 項まで	第 5 条第 4 号柱書
δ	甲午文書	平成 28 年度 11 月補正予算要求予定項目一覧（保健福祉局）	11 月補正予算要求予定項目のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表中、第 2 欄第 2 項から第 6 欄第 4 項まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 1 項から第 6 欄第 2 項まで、第 2 欄第 4 項から第 6 欄第 4 項まで	第 5 条第 4 号柱書
β	乙未文書	特定施設 X の機能回復に向けた施設の改修及び建替え案について	特定施設 X の改修及び建替え工事の具体的検討案 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 3 項のうち 5 行目から 7 行目まで、第 4 欄第 3 項のうち 2 行目、第 5 欄第 3 項のうち 2 行目から 4 行目まで、第 2 欄第 4 項から第 5 欄第 22 項まで、表欄外下部の 1 行	第 5 条第 4 号柱書
α		特定施設 X 再整備中の利用者の特定事項に関する検討	特定利用者情報 ○ 左記文書の記載内容すべて（表題部分を除く。）	
β		「特定施設 X 再整備中の利用者の特定事項に関する検討」に続く 2 頁	左記文書の記載内容すべて	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
ε	乙未文書 < 続き >	特定会議 I における施設建替えと心のケアに関する意見（抜粋）	意見の内容 ○ 左記文書中、4 行目から 28 行目まで	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報)
		送る会等について（案）	特定費用の額 ○ 左記文書中、22 行目 21 文字目から 26 文字目、23 行目 13 文字目から 17 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
β	丁酉文書	特定施設 X の再生に向けた大きな方向性について	特定施設 X の改修及び建替え工事の具体的検討案 ○ 左記文書 1 頁目中、17 行目、25 行目から 29 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書
			特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目中、2 行目から 22 行目まで	
η	戊戌文書	専用様式による提案文書	提案者記入部分	第 5 条第 4 号 柱書
		フォームメールによる提案文書	提案者入力部分	第 5 条第 4 号 柱書
			県業務用電子メールアドレス	
		自由書式による提案文書	左記文書の記載内容すべて	第 5 条第 4 号 柱書
		回答文	提案者の氏名	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
類似事務受付カード	所在地、氏名、性別及び要旨の内容部分	第 5 条第 4 号 柱書		

別表 3

公開すべき非公開情報一覧		
文書区分	文書種別	公開すべき非公開情報
δ	甲午文書	平成 28 年度 11 月補正予算 要求予定項目 一覧（保健福 祉局） 11 月補正予算要求予定項目のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 3 項から第 6 欄第 3 項まで
η	専用様式による提案文書	提案者記入部分以外の部分 ○ チェック欄を除く様式部分、整理番号及び收受印
	フォームメールによる提案文書	提案者入力部分以外の部分 ○ 自動的に表示される定型文（県業務用電子メールアドレスを除く。）及び收受印
	処理票	件名及び要旨の内容部分
	回答文	提案者の氏名以外の部分
	類似事務処理カード	件名の内容部分
	類似事務受付カード	所在地、氏名、性別及び要旨の内容以外の部分

備考 1：行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考 2：文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 6 月 28 日	○ 諮問
平成 30 年 4 月 20 日 (第 175 回部会)	○ 審議
5 月 22 日 (第 176 回部会)	○ 審議
7 月 20 日 (第 177 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元神奈川県大学教授	
柿 崎 環	明治大学教授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成30年8月6日現在) (五十音順)